学校法人上宫学園 寄附行為

令和2年改訂版

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人上宮学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市天王寺区上之宮町9番36号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、浄土宗祖法然の仏教精神に則り、宗教的教育を施す学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 上宮高等学校 全日制課程 普通科
 - (2) 上宮太子高等学校 全日制課程 普通科
 - (3) 上宮学園中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 7人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。ただし、理事長の職 を解任するときは、第11条の規定を準用する。
- 3 理事のうち4人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職 を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 上宮学園長
 - (2) 上宮高等学校長
 - (3) 上宮太子高等学校長
 - (4) この法人の事務局長
 - (5) 評議員のうちから評議員会によって選任した者1人
 - (6) 宗教法人「浄土宗」責任役員、又は宗教法人「知恩院」責任役員のうちから理事会において選任した者1人
 - (7) 学識経験者にして宗教法人「浄土宗」僧侶のうちから理事会において選任した者1人

- 2 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 第1項第1号、第2号及び第3号をそれぞれ、またはその全ての役職を兼職した場合は、同項 第7号による理事の定員を満たすまで増員するものとする。

(学園長の選任)

第7条 学園長は、理事会の承認を経て理事長が任命する。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員及びその他の職員を含む。以下同じ。)、評議 員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出し た候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第9条 役員(第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号の規定により理事となる者を除く。) の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は前 任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 任期の満了により退任した役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務(理事長にあってはその職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充 しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の各号の事由によって退任する。
 - (1) 任期満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4)私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行ない、この法 人の業務を総理する。

(学園長の職務)

第13条 学園長は、建学の精神に基づき学園の設置する各学校を統括し、各学校長に指導・助言を行う。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理又は代行)

第16条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において理事長 が指名した順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集 を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為を し、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著 しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求す ることができる。

(理事会)

- 第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、この法人の業務の決定をおこない、理事の職務執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議する事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事

- 項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会 を招集することができる。(以下削除)
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席者の 互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席 しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥の ため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めた者については、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事 録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印の上、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第21条 この法人に、15人の評議員をもって組織する評議員会を置く。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる会議を開催する。
- (1) 定例会 (毎年1月及び5月に招集する。)
- (2) 臨時会
- 4 前項第2号に規定する臨時会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の 評議員から会議に付議すべき事項を示して開催を請求された場合には、その請求のあった日か ら20日以内に招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この

限りではない。

- 7 評議員会に議長を置き、理事長がこれにあたる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。た だし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 前項の場合、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事録については、第20条第1項及び第2項を準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かな ければならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3)借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の 処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及 び退職手当をいう。以下同じ。) の支給基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併に関する事項
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 寄附金品の募集に関する事項
 - (10) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会が必要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくは諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 3人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令満25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 2人
 - (3) 第6条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる者 6人
 - (4) 宗教法人「浄土宗」僧侶のうちから理事会において選任された者 1人
 - (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは 評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第26条 評議員(第24条第1項第3号の規定により評議員となる者を除く。)の任期は4年とし 再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期 間とすることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第27条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第28条 この法人の資産は次のとおりとする。
 - (1) 財産目録記載の財産
 - (2)授業料、入学料及び検定料
 - (3) 資産から生じる果実
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入

(資産の区分)

- 第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第30条 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、 この法人の業務遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分 の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。 (運用財産たる現金の運用)

第31条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、 又は郵便貯金若しくは確実な定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生じる果実、 授業料、入学料及び試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁 する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎年会計年度開始前に理事長において編成し、理事会 において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定により作成された予算の補正及び事業計画の変更についても同様とする。
- 3 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除く他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入 金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績報告)

- 第37条 この法人の決算は、毎年会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
- 3 理事長は、毎年会計年度終了後、2月以内に、決算書及び事業の実績を評議員会に報告し、そ の意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業 報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の指名及び住所を記載した名簿をいう。) を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬の支給基準及び寄附行為を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせるこ

とができる。

(情報の公表)

- 第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載を除く)を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給 することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に 登記しなければならない。

(責任の免除)

第42条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

- 第44条この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3分の2以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散のにあっては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 この法人が解散した場合(合併及び破産による解散を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した宗教法人「浄土宗」に関係ある学校法人又は教育事業を行う者に帰属する。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を 得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第47条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上 の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において 出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届けなければならない。

第8章 補足

(書類及び帳簿の備付)

- 第48条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、上宮学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び法人の設置する学校の管理及び 運営に関し必要な事項は理事会において定める。

附 則

- 第1条 大阪府知事の認可(平成17年3月31日)のこの寄附行為は、平成17年4月1日から 施行する。
- 第2条 この寄附行為改正施行の際、従前の定めにより就任している役員(第6条第1号、第2号 及び第3号の規定による者を除く。)及び評議員の職にある者の任期は、平成17年6月 30日までとする。

附 則

この寄附行為の一部改正は、大阪府知事の認可の日(平成22年4月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為の一部改正は、令和2年6月29日から施行する。